

橋本市告示第35号

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

令和8年2月10日

橋本市長 平木 哲朗

記

令和7年度介護保険料納入通知書を令和7年10月15日に発送したが、次の納付義務者は、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、送達すべき書類を保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。